

中野区バリアフリー
交通安全特定事業計画
沼袋地区

令和8年10月
東京都公安委員会

**中野区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「沼袋地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、中野区バリアフリー基本構想に即して、沼袋地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	特例都道落合井草線 (第440号)	新青梅街道	沼袋4丁目37番から 江古田2丁目10番まで	西武鉄道 西武新宿線 沼袋駅	沼袋区民活動センター
2	主要幹線区道10号		沼袋4丁目31番から 沼袋1丁目7番まで		沼袋区民活動センター、 丸山塚公園、障害者福祉 会館
3	区道33-450、460、670		沼袋1丁目36番から 沼袋1丁目33番まで		沼袋高齢者会館
4	主要幹線区道10号	平和公園通り	新井4丁目32番から 新井3丁目37番まで		平和の森公園
5	主要幹線区道10号	平和公園通り	新井3丁目37番から 新井3丁目11番まで		新井区民活動センター、 中野区立総合体育館、平 和資料展示室
6	区道31-240		新井4丁目26番から 新井3丁目8番まで		ライフ中野新井店
7	区道31-200		新井3丁目16番から 新井3丁目11番まで		新井区民活動センター
8	主要幹線区道6号		新井4丁目26番から 新井4丁目18番まで		令和小学校

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	特例都道落合井草線（第 440 号）	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和 8～17 年度
8	主要幹線区道 6 号	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 8～17 年度 （継続的に実施）

（注 1） 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

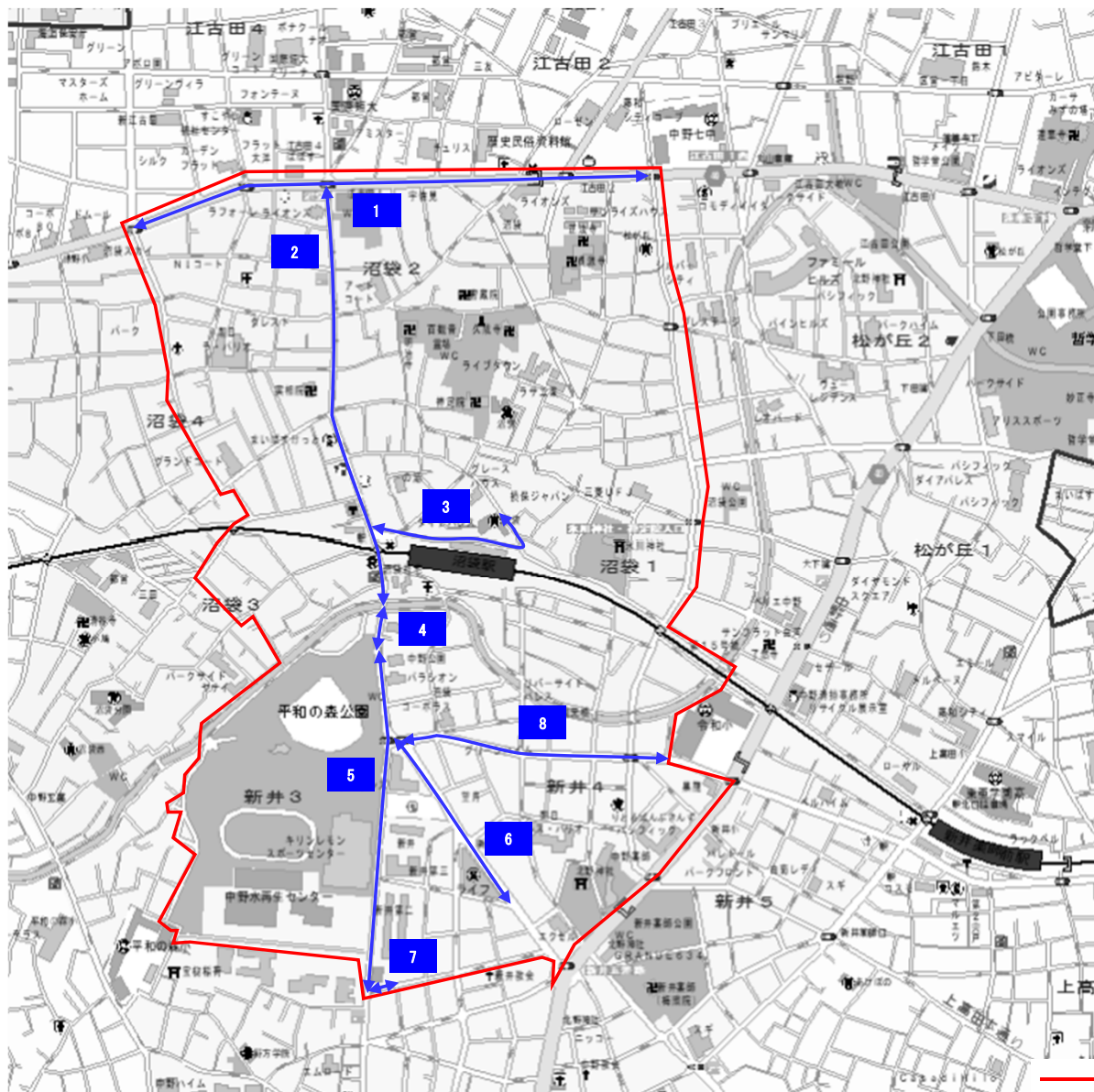
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 of 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	中野区
重点整備地区名	沼袋地区



地図調製 (株) 昭文社

重点整備地区

道路の区間（生活関連経路）